

## 監査委員公表第5号

### 監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

また、同項第10項の規定により、意見を提出します。

令和3年7月30日

寒川町監査委員 北村美仁  
同 太田眞奈美

#### 1 監査の種類

財政援助団体等の監査

- (1) 補助団体
- (2) 公の施設の指定管理

#### 2 監査の実施期間

令和3年6月14日から令和3年6月30日まで

#### 3 監査の対象機関

- (1) 社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会 所管課：健康福祉部 福祉課
- (2) 寒川町健康管理センター 所管課：健康福祉部 健康づくり課

#### 4 監査の対象

- (1) 寒川町から交付した補助金（令和2年度分）に係る補助団体の出納その他の事務の執行及び福祉課の上記団体への補助金に係る出納その他の事務
- (2) 令和2年度寒川町健康管理センターの管理に係る出納その他の事務並びに健康づくり課の指定管理に係る出納その他の事務

#### 5 監査の着眼点（評価項目）及び実施内容

- (1) 監査の実施にあたっては、社会福祉法人寒川町社会福祉協議会及び町福祉課より、監査説明書及び関係書類等の提出を求め、補助金の目的に沿った交付申請から実績報告までの事務手続き、補助対象事業内容の執行が適切かつ効率的に行われているかどうか等を主眼として監査を実施し、関係職員等の説明を聴取した。
- (2) 監査の実施にあたっては、社会福祉法人寒川町社会福祉協議会及び町健康づくり課より監査説明書及び関係書類等の提出を求め、施設が関係法令等に沿って適切に管理されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか、施設管理に係る出納その他の事務が目的に沿って適切に行われているか等を主眼として監査を実施し、関係職員等の説明を聴取し併せて現地調査を行った。

## 6 監査の結果

- (1) 補助団体に係る事務については、一部の留意事項すべき事項を除き、おおむね適正に行われているものと認められた。  
留意すべき事項は口頭により指導した。
- (2) 指定管理に係る事務については、一部の留意事項すべき事項を除き、おおむね適正に行われているものと認められた。  
留意すべき事項は口頭により指導した。

## 7 監査の結果に対する意見

### (1) 補助団体所管課への意見

交付申請や精算時に提出された資料について、数字の突合等が容易でない状況にあるため、効果的に事務が行えるよう補助金交付申請に係る一連の手続きについて、補助金交付要綱の様式に沿った書類となるよう改善を検討されたい。

### (2) 指定管理所管課に対する意見

健康管理センターについては施設の老朽化が著しく、建替が検討されていることもあり、現状では大規模な修繕や町民アンケートにあるトイレの洋式化といった要望への対応が困難な状況にあると考えられる。また一方でセンターの一部の部屋において有効活用が図られていない状況も見受けられた。

管理経費が増加傾向になる中、適正な業務の実施と指定管理料の縮減を確保するためには、より一層事業の効果の検証と費用の確認に努める必要がある。定期的な実地調査を行うとともに指定管理者である社会福祉協議会とともに施設の有効利用についても検討されたい。

また、洪水災害への対応について、町が令和2年に配布した「寒川町洪水ハザードマップ」によれば、当該施設の所在地周辺は、0.5m～0.3mの最大浸水深が想定されていることから、当町洪水ハザードマップに対応した災害対応マニュアルや避難訓練について検討されるよう要望する。

### (3) 社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会に対する意見

社会福祉法人が健全で持続可能な法人運営を行っていくためには、安定的な財務基盤の確立が重要である。主要財源の一つである会費収入については、自治会の協力で維持されている現状だが、自治会加入世帯の減少とともに減少傾向にあることは将来への懸念材料である。様々な機会を利用して社会福祉協議会の事業活動をPRし、会員の増加、会費の増加に努められたい。

また、今後様々な福祉事業を維持していくためには、福祉人材の確保が重要である。

企画力やマネジメント力等の総合的な資質を有する職員や多様で複雑な課題を抱える方々を支援するための相談援助などについて、高い専門性を有する職員などの確保・育成が課題である。福祉人材や若手職員の育成に引き続き注力されたい。